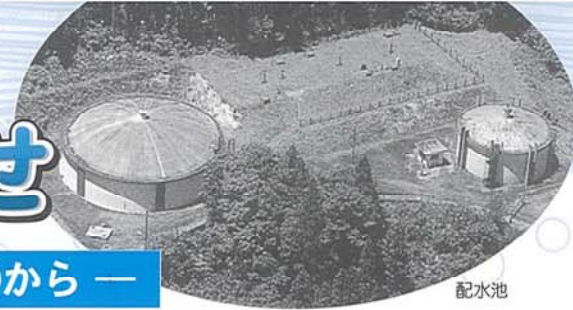


水道料金改定のお知らせ



水道料金が変わります — 平成25年7月分水道料金(6月検針分)から —

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合(以下「組合」という。)の水道は、尾花沢市と大石田町の両市市民のみならずいつでも安全で安心な水道水を安定的にお届けするため、サービスの向上と業務の効率化に努めながら事業経営に取り組んでまいりました。

将来の安定給水に必要な水道施設の更新・耐震化を行うため、また今後の水需要の動向等厳しい経営環境の現状に鑑み、この度必要最小限の使用者負担をお願いせざるを得ない状況にあります。

このようなことから、水道料金の改定をお願いし、水道財政の健全化の促進、経営基盤の強化を図るものです。

安全で良質な水道水の安定供給のためにご理解とご協力をお願いします。

2. 尾花沢市・大石田町の国勢調査人口は、平成17年の29,519人から平成22年の27,115人へと減少しております。給水人口の減少及び少子高齢化に伴う水需要の低迷による料金収入の減少は今後も続き、経営基盤の脆弱化が一層進行するものと考えられます。



※有収水量…料金徴収の対象となった水量(メータによる実使用水量)

改定の経過と必要性

水道事業は受益者負担の原則から運営に係る経費は、使用者の皆様から負担していただく料金収入によりまかなうこととされています。料金は、平成4年に改定を行ってから20年が経過しました。その間、民間委託や職員の削減を図るなどコストの抑制に努め、経営を維持してまいりましたが、今後の老朽管更新や施設の耐震化事業による経費の増加から財源不足になる見通しとなりました。ついては、平成25年7月分水道料金から改定させていただくことになりました。これからも、「安全で安心な水道水を安定的にお届けする」をモットーに企業努力に励みますので、ご理解とご協力をお願いします。

【旧水道料金】

平成25年6月分まで (税抜き)

区分	水道料金(1カ月につき)			
	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
一般用	10mまで	1,700円	1mにつき	170円
臨時用	10mまで	2,000円	1mにつき	200円

【新水道料金】

平成25年7月分から (税抜き)

区分	水道料金(1カ月につき)			
	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
一般用	7mまで	1,400円	1mにつき	200円
臨時用	10mまで	2,300円	1mにつき	230円

一般用とは、臨時用以外に使用するもの/臨時用とは、建設工事等で臨時的に使用するもの

【旧手数料(1件につき)】

平成25年5月末まで (税込み)

給水の開始(開栓)	500円
給水の中止(閉栓)	500円

【新手数料(1件につき)】

平成25年6月1日から (税込み)

給水の開始(開栓)	700円
給水の中止(閉栓)	700円

水道料金早見表

使用水量 (m³)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	差額 (円)	使用水量 (m³)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	差額 (円)
0	1,700	1,400	△300	31	5,270	6,200	930
1	1,700	1,400	△300	32	5,440	6,400	960
2	1,700	1,400	△300	33	5,610	6,600	990
3	1,700	1,400	△300	34	5,780	6,800	1,020
4	1,700	1,400	△300	35	5,950	7,000	1,050
5	1,700	1,400	△300	36	6,120	7,200	1,080
6	1,700	1,400	△300	37	6,290	7,400	1,110
7	1,700	1,400	△300	38	6,460	7,600	1,140
8	1,700	1,600	△100	39	6,630	7,800	1,170
9	1,700	1,800	100	40	6,800	8,000	1,200
10	1,700	2,000	300	41	6,970	8,200	1,230
11	1,870	2,200	330	42	7,140	8,400	1,260
12	2,040	2,400	360	43	7,310	8,600	1,290
13	2,210	2,600	390	44	7,480	8,800	1,320
14	2,380	2,800	420	45	7,650	9,000	1,350
15	2,550	3,000	450	46	7,820	9,200	1,380
16	2,720	3,200	480	47	7,990	9,400	1,410
17	2,890	3,400	510	48	8,160	9,600	1,440
18	3,060	3,600	540	49	8,330	9,800	1,470
19	3,230	3,800	570	50	8,500	10,000	1,500
20	3,400	4,000	600	60	10,200	12,000	1,800
21	3,570	4,200	630	70	11,900	14,000	2,100
22	3,740	4,400	660	80	13,600	16,000	2,400
23	3,910	4,600	690	90	15,300	18,000	2,700
24	4,080	4,800	720	100	17,000	20,000	3,000
25	4,250	5,000	750	200	34,000	40,000	6,000
26	4,420	5,200	780	300	51,000	60,000	9,000
27	4,590	5,400	810	400	68,000	80,000	12,000
28	4,760	5,600	840	500	85,000	100,000	15,000
29	4,930	5,800	870	600	102,000	120,000	18,000
30	5,100	6,000	900	700	119,000	140,000	21,000

料金改定の概要

(一般用)

- 基本水量の10mは7mに引き下げ、超過料金の170円を200円に引き上げ (税抜き)

(臨時用)

- 基本水量の10mは2,300円、超過料金の200円を230円に引き上げ (税抜き)
- 開栓・閉栓手数料の引き上げ

水道事業の現況

1. 組合の水道事業は、昭和43年12月の給水開始からすでに44年を経過しています。その間布設した管路は196kmに達し、水道の普及率は約99%に至っております。

水道管の耐用年数は40年に設定されており、昭和40年代に布設された水道管が、今後大量に更新時期を迎えるなど、施設の老朽化対策が喫緊の課題になっております。特に耐用年数を超えた石綿セメント管や鋼管の配水管が多く、漏水修理等維持管理に要する費用も多くなっております。このため、約24km存在する石綿セメント管の老朽管布設替工事を優先・効率的に行う計画を立て、漏水件数を減らすなど効率的な運営に努めてまいります。

【優先的に取り組む事業】

- 老朽管更新事業 管路更新延長約24km (昭和40年代に布設)
- 橋梁添架管更新事業 亀井田橋 (川前) 他8橋
- 盃山配水池耐震補強 PC1,200m PC2,000m